

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 323 号）

〔 企画提案書部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和 2 年 9 月 23 日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）は、本件審査請求に係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、本件請求の対象である行政文書中の「企画提案公募で提出した企画提案書（様式 2）」の 26 枚目にある「（3）業務運営体制およびスケジュールについて」に記載された本案件の府担当部局・課・グループ名及び採択された共同企業体を構成する会社名を公開すべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 令和元年 5 月 9 日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により「A株式会社共同企業体が入札案件、「百舌鳥・古市古墳群をめぐる周遊ルート策定事業」に係る企画提案公募で提出した企画提案書（様式 2）、応募金額提案書（様式 3）、事業実績申告書（様式 4）の書類一式」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 同年 5 月 23 日付け、実施機関は、本件請求に対応する行政文書として「企画提案公募で提出した企画提案書（様式 2）」、「企画提案公募で提出した応募金額提案書（様式 3）」、「企画提案公募で提出した事業実績申告書（様式 4）」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、本件行政文書に第三者に関する情報が記録されていることから、条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、意見書提出の機会を付与するため、第三者に意見書提出依頼書を送付した。併せて、同日付けで審査請求人に対して、条例第 14 条第 2 項の規定により決定期間延長通知書を送付した。

同月 28 日付け、第三者から実施機関に対し、公開することを一部反対する旨の意見書が提出された。

3 同年 6 月 7 日付け、実施機関は、条例第 13 条第 1 項の規定により、本件行政文書のうち、（1）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、（2）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）公開しないことと決定した部分（以下「本件係争情報」という。）

① 企画提案書（様式 2）のうち、別紙 P10 の「その他の観光資源情報」以外の部分

② 事業実績申告書（様式 4）のうち法人の代表者印の印影

（2）公開しない理由

条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する。

① 本件行政文書の非公開部分には、提案者独自の視点およびノウハウが記録されておりこれを公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

② 本件行政文書の非公開部分には、法人代表者の印影が記録されており、これを公にす

ることにより、当該法人の取引の安全を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

- 4 同月 13 日付け、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

審査請求に係る本件決定を取消し、公開するとの決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

(1) 審査請求の理由

審査請求人が開示請求した文書を一部不開示と決定した処分は、条例第 8 条第 1 項第 1 号の解釈適用を誤ったものであると考えるため。

2 反論書における主張

様式 2「企画提案書」について、独創的な内容・ノウハウが記載されていることが非公開の事由として記載されている。確かにそのとおりの内容かもしれないが、行政の公募案件に応募した時点で、その内容は公開される可能性があることを理解して応募したものである。つまり、行政の保有する情報については条例の対象であることは当然理解していたはずである。また、採択されたからには、提案内容を精査し、その提案内容どおりに事業が行われているのかについては、多くの者が知りたい情報である。また、知りたいだけでなく、税金が適切に使用されているのかを含めて精査を行うためには本件係争情報が必要となるものである。もし、本件係争情報が非公開とされるのであれば、提案内容が実現しているのか否かについて市民は判断することができないものである。特に本件は、単に公募に応募しただけではなく、採択されたものであり、提案した独創的な内容・ノウハウは大阪府の事業として大阪府に帰属するものであるし、その提案した独創的な内容・ノウハウは公募に対する採択されることを目的としてなされたものであり、採択後に公開されたとしてもなんら利益を害されるものではない。

第五 実施機関の主張趣旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

本件の行政文書のうち様式2「企画提案書」については、第三者が百舌鳥・古市古墳群をめぐる周遊ルート策定事業の企画提案公募において、魅力的な周遊ルートの企画及び周遊ルートの魅力を紹介するガイドブックの企画・作成や、プロモーションの実施、業務運営体制及びスケジュールについて、独自の視点や技術力により作成したものであり、P10の「その他の観光資源情報」以外の部分は、第三者でなければ発想することができないような独創的な内容、ノウハウが記されている。

また、様式4「事業実績申告書」のうち、法人の代表者印の印影については、公開することによって、当該法人の取引の安全を害する恐れがある。

以上のことから、令和元年6月7日付け魅推第1208号による公開決定については、本件行政文書のうち公開することによって、第三者の競争上の地位その他正当な利益を害する情報が含まれると認められることから、条例第8条第1項第1号により部分公開決定したものである。

なお、大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第191号）においても条文の趣旨について、事業者の適正な活動は社会の維持存続と発展のために尊重され、また、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保護、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないこととできるとする考え方が示されている。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法、又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

本件決定において非公開とされた情報について、審査請求人は、本件の企画提案は、採択されたものであって、大阪府に帰属しており、提案した独創的な内容、ノウハウは公募に採択さ

れることを目的としてなされたものであるから、公開されたとしても法人の利益を害することはないから条例第8条第1項第1号の規定に該当しないと主張するため、以下、条例第8条第1項第1号該当性について検討する。

(1) 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

ア 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体（以下「国等」という。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念で捉えられないものをいうものである。

(2) 本件係争情報について

本件係争情報は、第二3（1）記載の「公開しないことと決定した部分」である。

このうち、①「企画提案書（様式2）のうち、別紙P10の『その他の観光資源情報』以外の部分」には、（ア）周遊ルートに関する提案、（イ）ガイドブックの仕様に関する提案、（ウ）その他の提案、（エ）a：プロモーションの企画・実施に対する提案、b：事業の効果検証に対する提案、（オ）業務運営体制およびスケジュールについて、が記載されている。

(3) 条例第8条第1項第1号該当性について

本件係争情報の条例第8条第1項第1号該当性について、以下検討する。

本件係争情報は、法人が作成した企画提案書等の書類であるから（1）アに該当することは明らかであるので、（1）イ該当性について検討する。

ア ①「企画提案書（様式2）のうち、別紙P10の『その他の観光資源情報』以外の部分」について

a （ア）周遊ルートに関する提案、（イ）ガイドブックの仕様に関する提案、（ウ）その他の提案、（エ）a：プロモーションの企画・実施に対する提案、b：事業の効果検証に対する提案に記載された内容について当審査会において確認したところ、実施機関が第五2において主張するとおり、（ア）から（エ）には、法人がこの事業の採

採択を受けるために、法人の独自性や創意工夫を凝らして記載された企画提案の内容が記載されている。

審査請求人はこの企画提案書が採択されたものであり、府の事業として府に帰属するものであるから法人の利益を害することはないと主張する。しかし、(ア)から(エ)に記載された法人の企画提案内容は必ずしも成果物と同一のものではなく、企画提案書に記載された内容は、企画提案募集を行う際に、「大阪府に帰属するもの」若しくは「公表されることを前提とする」ことを条件として提案募集されたものではない。

以上のことからすると、本件係争情報が公開されれば、法人自身のノウハウが第三者に模倣され、他社への優位性を確保できなくなることも考えられるため、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

よって(1)イに該当し、非公開とすることが妥当である。

b (オ) 業務運営体制及びスケジュールについて

当審査会が確認したところ、(オ)には、本企画提案募集で採択された共同企業体を構成する企業の、この業務運営における位置づけや役割が記載されている。

(オ)に記載された情報のうち、府の本事業の担当部局・課・グループ名及び採択された共同企業体を構成する会社名については、(1)アに該当するが、公にされることにより法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められないから、(1)イには該当せず、公開することが妥当である。

イ 「②事業実績申告書(様式4)のうち法人の代表者印の印影」について

この情報は、通常、法人が、厳格に管理する情報であり、公にされると、印章偽造等の不正使用を誘発し、偽造の契約書等の作成が容易になるなど、法人による厳格な管理が意味をなさないものとなり、法人の正当な利益を害すると認められることから、(1)ア、イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

田積 司、正木 宏長、井上 理砂子、久末 弥生、丸山 敦裕